

# 韓国政府による竹島（総合）海洋科学基地建設意志に関する研究

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2023-03-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野中, 健一, NONAKA, Kenichi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.15053/0000000065">https://doi.org/10.15053/0000000065</a>

Copyright © JAPAN COAST GUARD ACADEMY  
2018

【論 文】

韓国政府による竹島(総合)海洋科学基地建設意志に関する研究

A study on the will of the South Korean government to  
construct the Takeshima ocean research station

野 中 健 一

【論文】

韓国政府による竹島（総合）海洋科学基地  
建設意志に関する研究

野中 健一

序 問題意識と方法論

- 一 海洋開発基本計画の制定
  - 二 竹島領土管理対策団の発足
  - 三 文化財保護法に揺れる竹島
- 結

序 問題意識と方法論

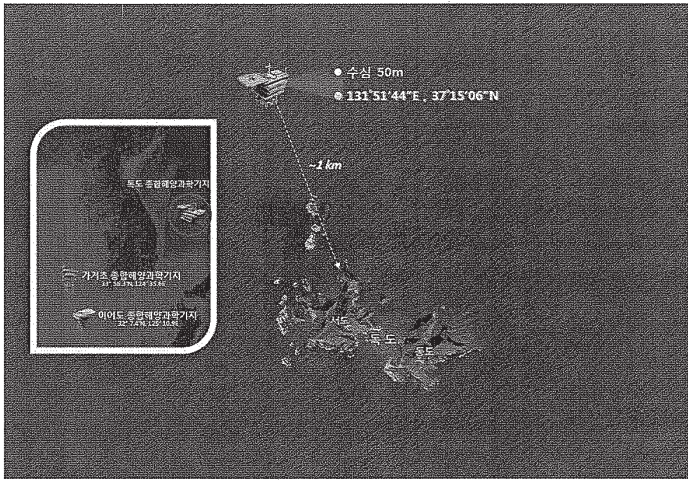
1996年1月25日、韓国は「海洋開発基本計画」の大統領裁可を済ませた<sup>1</sup>。以後、同国は二度に渡り、竹島近海に（総合）海洋科学基地<sup>2</sup>を建設しようとしたのである。それだけではない。その事業は二度とも取りやめとなったのである。

さて、次頁の図1を参照されたい<sup>3</sup>。これは二度目の事業の時に提示されたイメージ図である。上図が「竹島総合海洋科学基地の位置」、そして下図が「竹島総合海洋科学基地の鳥瞰図」である。設置場所は竹島（男島）北北西約1キロ。韓国政府は日本政府が領有権を主張する竹島の領海内に、このような基地を建設しようとした訳である。

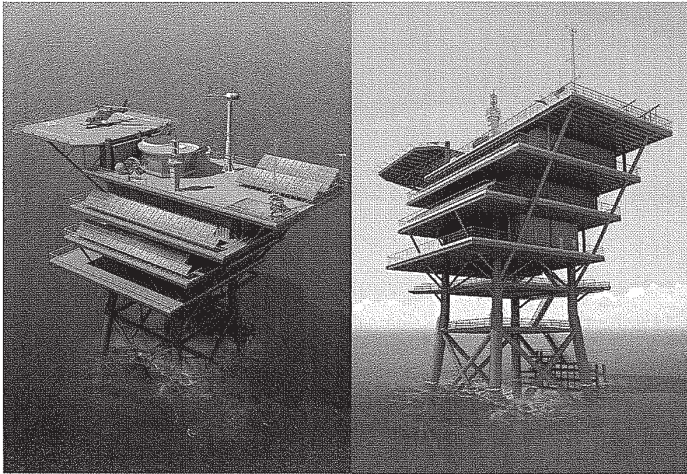
韓国政府が竹島近海に上記基地を設置した場合、領有権争いの関係上、日韓間の摩擦要因となり得ると言えよう<sup>4</sup>。それ故、事業が取りやめとなった事により、それが回避された訳である。以上を念頭に、ここで筆者の問題意識を提示したい。それでは韓国政府自身、事業再開意思を有しているのだろうか。これは今後の日韓関係に影響を及ぼす、重要な問題となるだろう。そしてこの点を明らかにする事こそ、本稿の目的となるのである。

図1 竹島総合海洋科学基地の位置及び鳥瞰図

<독도종합해양과학기지 위치>



<독도종합해양과학기지 조감도>



さて、それでは筆者自身、当該問題意識に対処する為、いかなる点に注目しようと言うのだろうか。ここで筆者は韓国政府が従来、同国の国会等で行って来た、事業に関する説明に注目したいと考える。このような作業を通してこそ、韓国政府が有する意志を把握できる為である。筆者はその

際、注目したい点が二つある。第一に、基地建設事業の目的が変更されたか否かという点、そして第二に、彼等自身、事業が取りやめとなった原因を克服しようと言う意志を表明しているか否かという点である。

まずは第一の点について説明しよう。指摘するまでもなく、竹島基地の建設は手段である。そしてその背景には彼等なりの目的がある訳である。政府は従来、その目的達成の為の手段として竹島基地建設を訴えていたのであり、そうであればこそ、目的に大きな変更が加えられないのであれば（事業が取りやめとなったとしても）将来、事業再開はあり得る事となる<sup>5</sup>。彼等の事業目的が変更されたか否かに関心を抱く所以である。

次に第二の点である。韓国政府が基地建設事業に躓いた点は事実だが、その原因を彼等が取り除いた時、理屈の上では事業再開が可能となる。それ故、彼等がその躓いた原因を乗り越える努力をする事、それ自体が注目すべき事実となるのである。彼等はその克服努力を表明していたのか。これも上記同様、韓国政府の意思を理解する上で、大事であろう。

さて、それでは筆者自身、以上の諸点をいかにして論じようと言うのだろうか。筆者は地域研究と言う学問を志している。それに依拠して議論を展開したいのだが、ここで若干の説明が必要となるだろう。地域研究はその名称からイメージされるものが多様である為、筆者の立ち位置を簡単に示しておく必要がある。

第一に、筆者は立本成文が整理するところの「右派」である（すなわち、伝統的な学問で使用されてきた方法論に依拠して議論を展開する立場となる）<sup>6</sup>。それ故、「左派」のように特定地域を全体論的に理解しようとする立場でない。むしろ既存の方法 - 筆者の場合、政治史研究の手法 - に依拠して、特定地域の理解に貢献したいと捉えているわけである。

第二に、筆者は山本博之が論じた「新しい地域研究」の内、「研究と実践の橋渡し」という側面 - すなわち学問による実務家への貢献 - に対し、非常に強く共感するのである<sup>7</sup>。何故か。それは、筆者が海上保安大学校の教官であり、海上保安庁職員を育成すると言う、やや特殊な立場にある為である。そして本校の卒業生、修了生の一部は韓国の海洋当局と業務上、接点を持つ。そうであればこそ、本校の学生、研修生には日韓間の利害対立

点程度は事前に検討しておいて欲しいとの思いがあるのである。

しかし、ここで早速問題が生じる。そもそも竹島基地に関する先行研究は乏しいのである。確かにイ＝ヨンヒ（이영희）の研究<sup>8</sup>は存在するが、それは法的問題に議論が集中しており、筆者の関心とは異なる。ただ、視点を変えれば、それが本稿の独創性に繋がるとも言えよう。そして本稿に対し、韓国の海洋政策に対し知見を有する研究者や海上保安庁職員等からコメントを頂ければ、知を改善できるだろう。かかる思いから筆者は議論を展開するのである。以下、本論に入りたい。

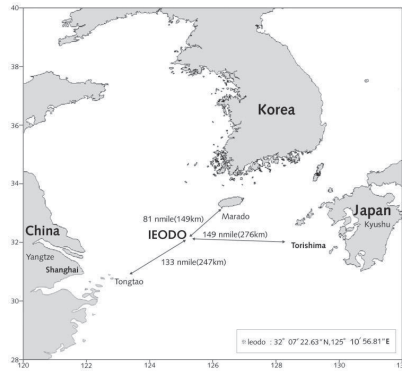
## 一 海洋開発基本計画の制定

### （1）離於島総合海洋科学基地に続く二番目の事業

1996年8月、韓国で政府組織法が改正された。これにより韓国の海洋行政を一元的に担う政府部署 - 海洋水産部 - が創設された訳である<sup>9</sup>。ただ実は同年1月、韓国政府自身、海洋開発基本計画を樹立している<sup>10</sup>。これは海洋開発基本法第3条に基づいて立てられたものである。新しい政府部署 - 海洋水産部 - は出来たものの、当初はこの計画が韓国の海洋政策を牽引する事となった。実は同計画において、韓国の東方、南方、西方の各海域に海洋科学基地を創設する旨、謳っていたのである<sup>11</sup>。そして、その東方海域の設置場所として浮上したのが竹島だった。ここで確認しておこう。竹島基地は単独事業ではない。韓国を中心とした三方向の海域における海洋科学基地建設事業の一環として竹島基地があったに過ぎないのである。

さて、その竹島における海洋科学基地、実はモデルとなった事業がある。それが離於島総合海洋科学基地である。同事業で得られた経験をもとに、竹島基地の建設が志向されたのだった。それ故、先ずは離於島基地の概略を確認しておこう。

そもそも離於島は「島」と銘打っているものの、実態は水中に存在する暗礁である<sup>12</sup>。東シナ海のほぼ中央に位置しており、水深50メートルの場所に、南北1500メートル、東西750メートル程度の大きさで広がっている。なお、暗礁頂上部は水深4.6メートル。次頁の図2で示された場所に離於島は位置している。確認されたい。

図2 離於島 (IEODO) の位置<sup>13</sup>

韓国政府が同海域に海洋科学基地の設置を希求した理由は何か。その点、彼等は三点挙げている<sup>14</sup>。第一に台風、温帯性暴風の早期予報を図ること。そして的中率の向上を通じた災害の予防、災害の減少を図る事。第二に離於島近海における漁況の予報的中率を高め、漁獲量を増大させる事。第三に船舶通行路に固定灯台を設置する事により、海上交通の安全、そして航路短縮を目指す事である。彼等は以上を念頭に、1994年10月には現場調査を実施し、同年12月から1995年12月まで精密調査を行ったのだった。さて、これが、どのように竹島基地に繋がるのだろうか。この点を以下で確認しよう。

1996年11月7日、李相培委員が国会で、領海の基点となる最端地域 - 「日本海の鬱陵島／竹島」、「韓国南方海域の加波島／馬羅島」、そして「黄海の白翎島／大青島／小青島」 - への集中開発、そして前進基地を設置する事の重要性を説いた<sup>15</sup>。これに対し、海洋水産部は当時推進中であった離於島の海洋科学基地建設に触れつつ、将来的には竹島と白翎島にも海洋前進基地を創設することを検討している旨、明らかにしたのである<sup>16</sup>。

先ほど確認したように、韓国政府は同国三方に海洋基地を設置する旨、論じていた。そして上記見解から分かるように、竹島（韓国東方）、そして白翎島（韓国西方）が海洋基地の候補地であり、離於島（韓国南方）とセットで扱われていたのである。それだけではない。1997年度予算案には新規事業として「竹島海洋科学基地の構築」が掲載されたのである<sup>17</sup>。ただ、

動きが具体化するのはいずれ 1998 年からだろう。同年 10 月、海洋水産部が将来、竹島に海洋科学基地を建設する旨、議会で発表し、今年中（すなわち 1998 年）に事業が始まり、2001 年までに構造物、観測装備の設置を完了する予定だと論じたのである<sup>18</sup>。事実、同基地の為、実際に予算がついたのは 1998 年度からだった。海洋水産部が指摘するところの「離於島総合海洋科学基地に続く二番目の事業」<sup>19</sup>の始まりである。

さて、この時、事業工程や目的も明らかにされた<sup>20</sup>。まず、事業期間は 1998 年から 2001 年。1998 年に海洋科学基地の概念設計、現場海洋調査。1999 年には事業着手。2000 年には設置位置のボーリング、実施設計、観測制御システム的设计、観測装備の購入。そして 2001 年には構造物の製作設置、観測装備設置、基地の臨時運営という流れである（ただし、後述する表 1 に見られるように、翌年には事業工程に若干の変化が現れる）。

なお目的は、金善吉海洋水産部長官自身、「海洋観測、気象予報、漁場予報、海難災害防止等のための科学的資料提供」<sup>21</sup>と指摘しており、この点では離於島基地のそれと類似している。ただ、目的はそれに留まるものではない。同氏は合わせて「竹島近隣海域の観測資料を全世界に提供し、竹島が我が領土である事を広報」<sup>22</sup>するとも論じたのである。領有権問題を意識していると言って良い。

## （2）竹島基地建設事業の一時留保

計画通りであれば、海洋科学基地は竹島近海において既に存在しているはずである。事実 1998 年 11 月 9 日には海洋水産部長官自身、「2002 年から 2001 年にはここに（竹島に - 引用者註）海洋基地を作ります」と国会で答弁している<sup>23</sup>。実は同日、海洋水産部は書面で「2001 年」<sup>24</sup>まで構造物、観測装備の設置を完了する旨、国会に返答しており、この点で長官が論じた時期と微妙に異なるのだが、2001 年にせよ、2002 年にせよ、少なくとも大幅な遅延は想定されていなかったと言えよう。

さて、次頁の表 1 が 1999 年に発表された竹島基地の予算である<sup>25</sup>。1998 年には 1 億ウォンが「現場海洋調査」に使用されており、1999 年にも 1 億ウォンが「設計及び作業条件の算出」に当てられている。また 2001 年以後にも多くの予算が使用される予定であった事が理解できよう。



表1 竹島総合海洋科学基地に関する年次別投資実績及び計画  
(単位 100 万ウォン)

	1997年 まで	1998年	1999年	2000年	2001年 以後
現場海洋調査	-	100	-	-	1500
設計及び作業条件の算出	-	-	100	-	300
装備購入及び観測・制御システム設計、製作	-	-	-	-	850
構造物設計、製作、設置、管理	-	-	-	-	4340

以上の道筋に異変が生じたのは 2000 年に入ってからであった。同年 5 月、本章冒頭で指摘した海洋開発基本計画が「新しい、国内外の与件変化」<sup>26</sup> を名目に、全面修正されてしまったのである。これにより新たな計画、「海洋開発基本計画 海洋韓国 Ocean Korea 21」が誕生したのだった。そして以後、韓国の海洋行政は新たな計画の下、執り行われる事となる。問題は、竹島基地がどうなったかである。

2000 年 10 月 31 日、海洋水産部が国政監査を国会で受けている。その際、まさに当該問題 - すなわち竹島基地に関する問題 - が議題に上がってしまったのである。何故か。実は次年度予算に竹島基地に関する事業が反映されていなかったのである。それこそ議員から「(同事業を - 引用者註) 放棄したのですか」<sup>27</sup> と質問されてしまう始末であった。この問題に関し、海洋水産部は、以下のように回答している。

「同事業は (竹島基地の事 - 引用者註) 1996 年 1 月、海洋開発基本計画に従い、日本海、韓国南方海域、黄海の国土尖端に各一個ずつ、我が国で初めて、遠海に大型海上構造物を設置し、リアルタイムによる気象および海洋モニタリングを通して、海洋、気象、漁場予報等の機能を遂行する事業です。竹島海洋科学基地は現在、1998 年度に 1 億ウォンの予算を投入して、まず、科学基地の設置位置、規模決定および観測装備の選定等、構造

物の概念設計を遂行して、基地構築の基礎データを確保している状態です。本事業は台風観測等のため、基地構築事業の内、運営が最も急がれるものと判断されている離於島基地の運営結果を見つつ、事業推進の可否を決定することが望ましいという判断に従い、現在、一時留保しているものであり、離於島基地構築が完了する 2002 年以後に再着手の可否に対し、検討する計画です」<sup>28</sup>

2000 年 11 月 28 日、この問題が再度、議会で取り上げられている。朱鎮旰委員が「竹島海洋科学基地構築事業も急いで推進しなくてはならない」<sup>29</sup>と論じたのだった。しかし、これに対する海洋水産部の回答に変更がある訳ではない。やはり離於島基地の運営結果を見つつ、事業推進の可否を決定するとの立場を表明したのである<sup>30</sup>。

さて、ここで確認すべきは二点であろう。第一に、竹島基地の目的である。同基地は気象、漁業対策等の他、領有権問題を意識していたのである。また、それが日本海、韓国南方海域、黄海の三箇所の一角に相当するものであり、セットとして扱われていた点も確認されたい。それ故、彼等の構想では離於島基地だけを建設する、或いは白翎島基地だけを建設するという事では済まないのであり、日本海側にも基地を構築しなくてはならないのである。以上の目的が、事業取りやめ後も大枠で維持される場合（そして、実際維持されたのだが）竹島基地の建設事業の再開はあり得る訳である。そもそも彼等が使用した表現にも注意しておこう。「中止」ではなく「一時留保」なのである。

第二に、事業取りやめ理由である。台風観測等の関係上、先ずは離於島基地の建設を優先させる。そしてそれが完了した後、事業再開の可否を検討する旨、論じたのだった。逆に、それ以後であれば、竹島基地の建設は、政府の判断により再開可能となる訳である。そして事実、その後、竹島基地の建設事業は再開される。その点は次章以後で論じたい。

## 二 竹島領土管理対策団の発足

2008 年 7 月 14 日、日本の文部科学省が新学習指導要領解説書を配布し

た<sup>31</sup>。これを前後して、韓国議会は騒然とするのだった。同書が竹島に対する日本の領有権を論じていた為である。

実は、配布前から当該問題は議会で議論の対象となっており、7月11日には韓国国会本会議で「日本国の竹島領有権主張中断を求める決議案」を採択している<sup>32</sup>。ただ、彼等の決議採択も空しく、配布を食い止める事は出来なかった。

さて、かかる状況下の7月21日、チョン＝ジョンファン(정중환) 国土海洋部(海洋水産部の後身)長官は国会で以下のように発言したのだった。

「2006年に竹島の持続可能な利用基本計画を樹立して以来、昨年まで49億ウォンを投入して竹島接岸施設整備等、9個事業を完了し、今年度には84億ウォンの予算を確保し、14個の事業を推進中です。今後、既に樹立された事業を蹉跎なく推進するとともに、あわせて総合海洋科学基地等、最近、新規で提案されている事業に対しても具体的な検討を経て、推進する計画です」<sup>33</sup>

当該時期、とうとう竹島における海洋基地が検討対象であると言う事のみならず、さらに一歩進めて、推進する計画でもある事が国会で論じられた訳である。この「重み」は2005年の事態と対比した時、分かりやすいだろう。

2005年3月、韓国は島根県による「竹島の日」制定で揺れていた。同月22日、イ＝シジョン(이시중)委員が当時中断されていた竹島における海洋科学基地建設事業を国会で問題視したのである<sup>34</sup>。しかし、この時の政府の回答は実に、素っ気無いものだった。以下、参照されたい。

「竹島海洋科学基地、構築事業は1998年に着手する予定だったが、関係機関と協議した結果、十分な時間をかけて、事業推進を検討する事と決定した」<sup>35</sup>

これほど日韓間で緊張が高まった時期でも、「十分な時間をかける」とい

う名分の下、海洋基地は一時留保状態のままだったのである。しかし、それから凡そ3年後の2008年、国土海洋部は国会で竹島基地建設事業を推進する計画である旨、論じたのだった。

この動きに拍車をかける流れが出来上がる。2008年8月4日、「政府合同竹島領土管理対策団」（以下、「対策団」とする）が創設されたのだった。同組織は国務総理訓令<sup>36</sup>により誕生したものなのだが、以下、その目的と機能を確認されたい。

### 第一条（目的）

我が国の竹島の領土管理と環境保全関連事項に効率的に対応するため、政府部署間の共助体系を維持し、各部署の関連対策を協議、調整するため、国務総理室に政府合同竹島領土管理対策団を置く。

### 第二条（機能）

政府合同竹島領土管理対策団は次の各号の事項を協議、調整する。

- 一、我が国の竹島領土管理強固化事業に関する事項
- 二、竹島及び周辺水域の環境保全に関する事項
- 三、初等学校、中学校、高等学校等での竹島教育強化に関する事項
- 四、竹島に対する国際社会の理解増進のための必要な事項
- 五、その他、竹島領土管理と関連した、対策団の長が必要と認定し、会議に付議する事項

以上から見て分かる通り、対策団は、政府組織間の竹島関連政策調整機関としての役割を担う事となった。そして、注目すべきは、その調整事項である。「竹島領土管理強固化事業」が調整対象なのであった。そして竹島基地は対策団が中心となって対処したのである<sup>37</sup>。

さて、参加部署は複数に渡る。教育科学技術部、外交通商部、国防部、行政安全部、文化体育観光部、環境部、国土海洋部、警察庁、文化財庁、海洋警察庁、慶尚北道及び、その他、団長が認める部署とされた<sup>38</sup>。

このような調整機関が出来た点は、重要であろう。彼等は以後、各省庁

単独で「竹島領土管理強固化事業」を行うのではなく、政府一丸で対処するようになったのである。

実は対策団（国務総理室）自身、今後の竹島関連対応体系を説明している。従来の方法を二点、変更するというのである<sup>39</sup>。第一に「（竹島問題を念頭に、従来行ってきた）静かな外交」を「積極的で戦略的な領土管理」に変える。さらに第二に「（政府それぞれの）部署別対応」を「竹島領土管理対策団を中心の汎政府的対処」にする旨、論じたのだった。

さて、竹島に関する方針が変更された。調整機関も出来上がった。次の論点は具体的な事業である。事実同年10月、対策団は以下のように論じたのである。

「竹島に対する領土管理強化のため、竹島持続可能利用計画で既に推進中の14個の事業とともに、追加で28個の新規事業を発掘、調整（2008年8月）」<sup>40</sup>

韓国政府は竹島関連事業の拡大を図ったのだった。その具体策が28個の新規事業なのである<sup>41</sup>。そして、その内の一つこそ、竹島基地の建設なのだだった。

対策団が、その創設当初から新規事業推進に関心を抱いていた事は彼等の会合からも見て取れる。対策団は数多くの会合を開催しているのだが、その中でも、いわゆる領有権強化事業とされるもの、新規事業に関するものが早期に議題として挙げられていたのである。以下三点<sup>42</sup>、参照願いたい。

第一次会議（2008年8月4日）の議題

領有権強化事業の推進現況

第二次会議（2008年8月12日）の議題

竹島関連新規事業を「竹島の持続可能な利用計画」に反映させる方案

第五次会議（2008年9月18日）の議題  
分期別・新規事業推進計画

以上を勘案した時、新学習指導要領解説書の配布が基地建設の重要な契機であった点が見て取れるだろう。事態は2008年、動き出すのである。

### 三 文化財保護法に揺れる竹島

#### （1）文化財委員会の審議 - 可決

2008年8月、対策団は竹島開発に立ち上がった。しかし、それは順調な船出とは言いがたかったのである。実は、政府内部における対立を内包していたのだった。例えば対策団設立二ヶ月前の2008年6月に発表された『海洋開発施行計画』では「竹島政策の国民的共感帯形成及び竹島の持続可能な利用基盤構築」という事業が紹介されている<sup>43</sup>。そこで問題点が記されており「竹島の実効的領有強化の方法論に対する相反する主張（積極的開発論と自然遺産的価値保存論）が共存している」<sup>44</sup>旨、明らかにした。組織設立前から竹島に関し、意見対立が政府部内にあったのだった。勿論、彼等もその問題は認めており、そうであればこそ「事案別に、関係部署の協議調整を通した汎部署次元の対処が必要」<sup>45</sup>とも論じていたのである。

ただ、この意見の相違はなかなか埋まる事はなく、翌年2009年の『海洋開発施行計画』では彼等自身、「相反する主張が共存（のみならず - 引用者註）対立」<sup>46</sup>している事をも認めるに至ったのである。そして、竹島領土管理対策団を名指しした上で、政府部署間の調整、協議を行うと論じたのだった<sup>47</sup>。この趨勢はその後も変わる事がない<sup>48</sup>。これは、いかに調整が困難であったかをも物語っていると見えよう。以後の顛末は、この政府内対立を念頭において検討すべきである。

さて、既述したように、竹島基地は当初、「離於島総合海洋科学基地に続く二番目の事業」と位置づけられていた。そして、離於島基地の竣工式は2003年6月11日<sup>49</sup>。韓国政府の説明によれば、以後の運営結果を見た上で、竹島基地の建設に再着手するか否か、検討した事となる。

さて、ここで論点となるのが文化財保護法の存在である。竹島は1982年

11月16日、同法により「天然記念物第336号」に指定されている<sup>50</sup>。これにより政府は、当該法律に反しない範囲内でしか海洋基地を設置できない事となる訳である。それ故、積極的開発論者にして見れば、文化財保護法を突破する事なしに事業推進は有り得ないのであり、そうであればこそ乗り越えるべきハードルなのであった。

2010年7月26日、国土海洋部は文化財庁に竹島基地の建設が法的に可能か否か検討するよう要請し、二日後の28日、文化財委員会が審議をしている<sup>51</sup>。その後の同年8月25日、「2010年度・文化財委員会・第8次天然記念物・分科委員会」が開催されたのだった。ここで竹島基地が文化財保護法に照らして、建設可能か審議されている。設置場所は北緯37度15分5.98秒、東経131度51分43.65秒。指定区域 - すなわち竹島（男島） - から1キロ離れている海域である。事業期間は許可日から2012年12月30日としていた。なお、審議結果は可決。これを以って、韓国政府内の積極的開発論者は（既述した、政府部署間の調整問題は残しつつも）法的問題に一定の目途をつける事ができたのだった。

さて、ここに新たな外部環境が発生する。翌年の2011年3月30日、文部科学省が中学校社会科の教科書検定結果を発表したのだった。問題はその中身である。韓国側の認識によれば「竹島に対する記述が悪化」<sup>52</sup>したのである。具体的には「竹島を記述した教科書数の増加（10社から12社）」、「『不法占拠』と言う表現を使用した教科書が増加（1社から4社）」、そして「歴史教科書のうち1社が初めて竹島を記述した」というのである<sup>53</sup>。

もともと、竹島基地建設事業は教科書問題により復活したのであった。そこに新たな教科書問題が降りかかってきた訳である。これを受けて同日 - すなわち2011年3月30日 - 対策団は「総合海洋科学基地の建設を積極推進」<sup>54</sup>する旨決定したのであった。それだけではない。4月1日には李明博大統領及び金滉植國務総理の両者が以下の見解を明らかにしたのである。

李明博大統領

「実効的支配を強化するため、すべき具体的な事業を継続していくだろう」<sup>55</sup>

金滉植国務総理

「領土主権次元から竹島領土管理事業を着実に推進していく」<sup>56</sup>

積極的開発論者にしてみれば、上記見解は（竹島基地を名指ししていないものの）「追い風」であろう。ただ、誤解をしてはならないのは、事業が「領有強化」のみを宣伝文句にしていた訳でないという点である。2011年4月4日に国土海洋部が行った事業目的に関する説明を確認されたい。

「日本海、黄海、韓国南方海域における国家の海洋観測網構成事業の一環として、日本海海域の海洋、気象、及び自然災害等、リアルタイムの情報を確保」<sup>57</sup>

韓国三方における事業の一環であり、リアルタイムで海洋情報等を確保する。そして大枠として、それを領土管理事業の名目で推進する。従来、韓国政府が掲げていた事業の方向性に大きな変更は無いと言って良いだろう。二度目の事業もまた、「実用的な利用／研究」、そして「領有権対策」双方を企図していたのである。

## （2）文化財委員会の審議 - 否決

さて、かくも重要な事業が、どうして取りやめとなったのだろうか。勿論その後、急に事態が変化した訳でない。ただ、当初から順調とは言い難い船出ではあったのである。例えば2011年8月22日、国会でヒョン＝ギファン（현기환）委員が政府批判を展開している。実は、政府が竹島基地の予算を全て使用していなかったのである<sup>58</sup>。

予算を確保しておきながら、一部使用しないという事態に対し、クォン＝ドヨプ（권도엽）国土海洋部長官は以下のように返答した。

「事業計画に対する協議過程で、少し、関係部署間に異見があり、その部分を調整している所です。少し時間がかかり、多少、遅延します」<sup>35</sup>

このやり取りは非常に重要であろう。国土海洋部は文化財保護法の審査



が終わった後も、関係部署との調整作業が終わらず、その結果、遅延が生じてしまったと言うのである。これが予算未執行問題に繋がるのだった。実はこれは深刻な問題を内包している。「2010年度・文化財委員会・第8次天然記念物・分科委員会」は2012年12月30日までに基地を建設するという事で許可を出したのである。それ故、当該時期の国土海洋部にしてみれば、期限が着々と迫っている状態なのである。

さて、翌年の2012年末、事態がいよいよ緊迫化する<sup>60</sup>。国会でイ=イジェ (이이재)、イ=ジョンジン (이종진)、イ=ホンスン (이현승)、ピョン=ジェイル (변재일)、シン=ギナム (신기남)、イ=ミギョン (이미경) の各委員が政府批判を展開したのだった。以下、その主張を確認しよう。

先ず、彼等は竹島基地に関する事業を概観している。2008年7月、国務総理主催で開催された国家政策調整会議で同事業の推進、決定。2009年、基本計画。2010年、詳細設計。そして2010年8月、文化財委員会の審議完了。問題はここからである。

2011年4月、竹島基地の工事事業者を選定し、現代建設が55%、大宇建設が45%を担う事となった。実は国会質疑時(2012年11月)、彼等は麗水(地名)で基地構造物を製作中だったのだが、既に工程率90%の状況まで達してしまっただけなのである。ここで以下の表を参照願いたい。

表2 総合海洋科学基地構築および活用研究に関する予算案<sup>61</sup>  
(単位 100万ウォン)

	2011年 予算	2012年 予算	2013年予算案	
			部署要求	政府案
総合海洋科学基地構築 及び活用研究	9300	11500	16500	11500

表2は2012年11月5日に議会で取り上げられた「2013年度 竹島基地関連予算案」である。既述したように、同事業は「関係部署との調整」の為、「多少の遅延」が発生しており、事業期間の2012年12月30日を過ぎ

てしまう事を前提としている。以上を念頭に置いた上で、「部署要求」の欄を確認されたい。165 億ウォンである。しかし政府案では 115 億ウォンとなっている。部署要求額から 50 億ウォン減額させたのだった。この点が国会で問題となったのである。これは、どういう事か。

イ＝イジェ委員は必要予算も確保できないようでは 2013 年の基地竣工がいよいよ危ぶまれると批判した。問題はそれだけでない。既述したように、構造物は完成間際なのである。竣工が遅れた場合、構造物の保管、維持費が追加で発生し、最低でも 15 億ウォンが上乗せで必要となるのだった。委員はこの点を批判したのである。類似の点はイ＝ジョンジン委員やイ＝ホンスン委員も指摘している。両者も、追加で 50 億ウォン確保できない場合、物価上昇率、施設維持費等により追加費用（最低でも 15 億ウォン）が発生すると論じたのであった。

実は以上の批判を国土海洋部自身、認めている<sup>62</sup>。すなわち、構造物の製作は 90%以上進んでおり、この状態で事業が遅れれば大型構造物の保管及び維持管理費で最低 15 億ウォンが追加で必要となると認めたのだった。それでは何故 115 億ウォンしか要求しなかったのか。彼等の説明によれば、予算上の問題で、本年度と比べて 100% - すなわち 115 億ウォン - しか要求できなかったと言うのである。そうであればこそ、政府自身、50 億ウォンの追加要求をすると回答し、その上で、2013 年の完工の為、努力すると指摘したのであった<sup>63</sup>。しかし、ここに決定打となる事態が生じる。2013 年 5 月 22 日、「2013 年度・文化財委員会・第 5 次天然記念物・分科委員会」が開催された<sup>64</sup>。ここで同事業が否決されてしまうのである。

実はこの再審査、海洋水産部（国土海洋部の後身）が自ら要請したものであった。その結果、事業そのものが否決されてしまったのだが、そもそも彼等は何故、再申請をしたのだろうか。理由は二点である。事業期間の変更、そして事業規模の変更が生じた為である。海洋水産部は事業期間を 1 年延長して 2013 年までにしようとした。そして基地の規模もより大型にしようとしたのだった。一例を挙げれば従来の計画では総面積 2000 平方メートルであったが、新計画では 2700 平方メートルとなったのである。

それでは何が問題視されたのか。実は事業期間でも事業規模でもない。

建設予定地と指定区域 - 竹島 - の間にある距離である。従来の計画 - すなわち 2010 年時に審査された計画 - では指定区域から 1 キロ離れており、「文化財に及ぼす影響は大きくない」と判断された。しかし、この「1 キロ」とは「竹島（男島）から 1 キロ」だったのである。竹島には附属島嶼が存在し、その中で建設予定地に最も近い陸域から計り直した場合、460 メートルしか離れていない事が分科委員会で問題視されたのだった。これは竹島天然保護区域周辺の「歴史文化環境保存地域」 - 文化財外郭境界から 500 メートル - であり、問題視されてしまったのである。ここで論点となったのが文化財保護法第 13 条第 3 項である<sup>65</sup>。

### 第 13 条（歴史文化環境保存地域の保護）

第 3 項 歴史文化環境保存地域の範囲は該当指定文化財の歴史的、芸術的、学問的、景観的価値とその周辺環境及びそのほか文化財保護に必要な事項等を考慮し、その外郭境界から 500 メートルまでとする。但し、文化財の特性及び立地与件等により、指定文化財の外郭境界から 500 メートル以遠で建設工事をするようになる場合、該当工事が文化財に影響を及ぼすことが確実だと認定されれば、500 メートルを超過して範囲を定めることができる。

いわば、該当指定文化財（竹島）の範囲をどことするかが問題なのである。竹島本島と捉えれば設置予定場所は男島から 1 キロ程度離れており、「外郭境界から 500 メートル」の問題は発生しない<sup>66</sup>。しかし、附属島嶼から計りなおした場合、460 メートルしか離れておらず、指定文化財の境界から 500 メートル以内、すなわち歴史文化環境保存地域内となってしまうのである<sup>67</sup>。これを受けて当時、韓国政府は痛烈な批判を浴びる。以下、国会でなされたやり取りである<sup>68</sup>。参照されたい。

イ=ワング (이완구) 委員

「2009年から2013年まで、竹島に対し総合海洋科学基地を、進行を、工事を継続しながら、今年度5月、文化財管理委員会で、『これは不可

だ』という通報を受け、今、中断された状態です。従ってほとんど最後の段階で中断されたのですが、これは2010年度には文化財管理委員会で可決され、3年後の今年度5月24日、否決をされました。

ところで、おかしなことに、海洋水産部から要請をしたのです、海洋水産部から。海洋水産部から文化財管理委員会に『これ、大丈夫ですか』と申請をしたのですよ、『判断してくれ』と。それ故、本当にこれは呆れることですよ。2009年度に海洋水産部の要請により、国家予算で確定された事業、そして4年間進行した事業、430億ほど投入した事業が、ほとんど竣工の最終段階で海洋水産部が急に文化財管理委員会に『これ、どんなものでしょう？もう一回、審議してくださいよ』としたところ、文化財管理委員会で今年5月24日、『それはだめだ。理由は景観の為だ』。こんなところですよ。事実関係は合っているでしょ」

ユン＝ジンスク（윤진숙）海洋水産部長官

「はい、合っています」

実はイ＝ウンニョン（이운룡）委員も文化財委員会の報告に触れつつ、基地の設置予定場所が歴史文化環境保存地域内（竹島指定区域から460メートル以内）にある事を紹介している<sup>69</sup>。しかし、委員の指摘はその問題に留まらなかった<sup>70</sup>。現在の設置予定箇所がそもそも法的に不可となってしまったのである。竹島近海に基地を設置しようとする場合、現在作成してしまった下部構造そのものの設計をやり直す必要が出てくるのである。イ＝ウンニョンはその為に必要となる新たな費用として70億から100億ウォンと専門家の意見を紹介している。なお、この指摘に対し海洋水産部長官は返答していない。

### （3）竹島基地建設事業の一時留保、そして最適設置位置の調査

竹島基地建設事業は、以上の経緯をもって（予定地における事業は）法的側面から不可となった。ただ、これは事業の中止を意味するものではない。事実2013年11月26日、海洋水産部はこの事態に対し、「（基地構造物の）現場設置は一時留保」<sup>71</sup>している旨、発表したのである。そもそも

同部自身、ここで竹島基地の事業目的まで確認している。曰く「政府は外海において、リアルタイムで海洋、気象、環境観測情報を生産する目的で、管轄海域の先端に海洋科学基地を設置しており、台風津波等、沿岸災害に早期対応する上で助けとなっている」<sup>72</sup>と。その際、竹島基地が離於島基地とともに例示されていたのである<sup>73</sup>。この論理がある限り、韓国南方、西方の各海域だけに基地を設置する訳にはいかない。

さて、以上を踏まえた上で、確認しておくべき国会答弁がある。2014年3月4日、キョン＝デス（경대수）委員が竹島における海洋科学基地事業を再開する意志があるのか、イ＝ジュヨン（이주영）海洋水産部長官・候補者（後ほど、正式に長官となる）に質問をしている<sup>74</sup>。これを受けて同氏は2014年から2015年にかけて、竹島近海で基地の最適位置を調査する旨、国会で明らかにしたのだった<sup>51</sup>。竹島基地事業の再着手を否定しないばかりか、新たに設置可能な場所を探す旨、明言した訳である。

なお、イ＝ジュヨンは長官就任後も上記見解を維持した事も記しておこう。2014年11月6日、同氏はイ＝ジョンベ（이종배）委員に対し、「竹島海洋科学基地は最適設置位置の調査後、決定する予定です」<sup>76</sup>と指摘している。論点は「最適設置位置の調査」に移ったのだった。

以上より、確認すべき点をまとめておこう。第一に基地建設事業の目的に大きな変更が無いのである。竹島基地は二度目の事業においても、「実用的な利用／研究」と「領有権対策」双方を目的としていたのだった。さらに同事業が取りやめとなった後も、「管轄海域先端における海洋科学基地設置」という整理を維持していた点も確認しておきたい。韓国政府は以上の説明を従来から長期に渡って国会で行ってきており、その為の竹島基地建設なのだと訴えてきたのだった。

第二に、彼等は事業が取りやめとなった原因を克服する考えをも表明したのである。新たな設置位置の調査である。事業の途中で躓いたから建設を「中止」にする訳でない。そもそも彼等は二度目の事業を取りやめる際も「一時留保」という表現を使用したのだった。この点を看過すべきでないだろう。

## 結

韓国政府は、竹島（総合）海洋科学基地の建設事業を再開する意志を有しているのだろうか。この点を明らかにする事こそ、本稿の問題意識であった。それが今後の日韓関係に影響を与え得る為である。その為、筆者は韓国政府が国会等で行ってきた同事業に対する説明に注目したところであった。具体的には二点、すなわち第一に、基地建設事業の目的が変更されたか否かという点、そして第二に、彼等自身、事業が取りやめとなった原因を克服しようと言う意志を表明しているか否かという点に注目した。

以上を念頭に、議論をまとめておきたい。第一に、基地建設事業の目的は大枠で見た時、長期間、大きな変化を経験していない。むしろ政府は国会で長年、韓国三方に海洋科学基地を設置する事がどれだけ重要かを論じ、特に竹島基地に関しては「実用的な利用／研究」及び「領有権対策」双方から説明してきたのである。同基地はこの為の手段に過ぎないのであり、日本海側だけに基地空白地帯を作る事は今までの説明から逸脱するものだった。なお、ここで事実関係だけ指摘しておこう。韓国は既に同国西方、南方に海洋科学基地を建設済みである。離於島基地の他、可居礁基地と小青礁基地である。結局、日本海側だけ空白状態なのである。以下、その設置箇所を確認されたい。

図3 韓国の海洋科学基地、設置箇所（イメージ図）<sup>77</sup>



第二に事業取りやめとなった原因の克服作業である。彼等は取りやめとなった理由を乗り越える作業 - 新たな最適設置位置の調査 - まで国会で論じていた。韓国政府の意志を理解する上で、重要な点であろう。

以上二点より韓国政府は二度目の取りやめを経験してもなお、事業再開意志を有すると解釈する。この点を本稿の結論としたい。

勿論、今後とも彼等が継続して上記政策を維持するのか、あるいは政策を抜本的に変更してしまうのかまでは判断できまい。或いは国会議員の手前、政策は維持しつつも実施面において無期限遅延とするとする選択肢もあるだろう。事実、彼等は「関係部署間の意見対立調整作業」により遅延を経験した事があるのである。ただ、どのような状況が生ずるのであれ、韓国政府が事業を推し進めようと思えば出来る状態にある事には変わりあるまい。この点を念頭に置いて、我々は同国と接するべきである。

※本稿の議論はどこまでも筆者個人の見解である。筆者が所属する組織 - すなわち海上保安庁 - の見解とは一切関係ないことを強調しておく。

---

## 注

1 외무부他編、『96 해양개발시행계획』、1996年、10頁。なお、国連海洋法条約の批准はその四日後の1月29日になされている。

2 韓国政府は一度目の竹島基地建設事業の時、「海洋科学基地」と呼称した。しかし二度目の時は「総合海洋科学基地」と呼称した。외교통상부他編、『99 해양개발시행계획』、1999年、263頁。교육과학기술부他編、『2012년도 해양수산발전시행계획』、2012年、363頁。なお韓国では「独島（総合）海洋科学基地」と称しているが、本稿では日本語表記に従い「竹島（総合）海洋科学基地」としている。

さて、実は韓国政府自身、同基地を「東海総合海洋科学基地」と呼称していた事もある（「東海」は日本海の韓国式呼称）。そして、これが議会で問題視されたのだ。

2011年3月8日、チョン=チャンス（정창순）国土海洋部第一次官が議会で竹島関連業務計画を報告した時である。この時、同氏は『「東海」総合海洋科学基地』の構築に言及した。事実、同日、国土海洋部が国会に提出した「2011年度竹島関連業務計画報告」にも「東海総合海洋科学基地」という呼称を使用していたのだ。これにク=サ

ンチャン（구상찬）委員が嘔み付いたのである。委員はその呼称がいつから使用されていたのかと問いただしたところ、第一次官は2009年11月からである旨、答弁した。さらに、国土海洋部はその使用理由として二点挙げたのだった。第一に基地の観測範囲が竹島を通り越して、全日本海に及ぶ事、そして第二に「東海」呼称を国際的に拡散させる事である。ただ同年4月4日、ク=サンチャン委員がチョン=ジョンファン（정중환）国土海洋部長官に対し、「独島総合海洋科学基地」呼称の使用を求め、長官も了承している。以後、呼称が「独島」基地に戻る事となる。

以上のような混乱はあったのだが、本稿では既述したように、「独島」でも「東海」でもなく、「竹島」基地と言う表記で統一する。국회사무처編、「제 298 회 독도 영토수호대책특별위원회 회의록 제 7 호」、2011年3月8日、8頁、11頁。국회사무처編、「제 298 회 독도영토수호대책특별위원회 회의록 제 8 호」、2011年4月4日、10頁。국토해양부編、「2011년도 독도관련 업무계획 보고」、2011年3月8日、4頁。

さて、2013年3月、「鬱陵島・竹島海洋研究基地」という施設が竣工している。そして翌年1月1日、運営開始し、同年11月1日に名称を「鬱陵島・竹島総合海洋科学基地」に変更した。名称からは本稿で取り上げた海洋基地を想起させるが、実態は異なる。そもそも、これは鬱陵島の陸上にある研究施設である。また、鬱陵島・竹島基地建設の議論は2005年まで遡る事が出来る。それ故、本稿で取り上げたものとは異なる事を指摘しておきたい。한국해양과학기술원 울릉도 독도 해양과학기지編、「과학으로 지키는 우리 바다 울릉도 독도 해양과학기지가 함께합니다」、出版年未記載、頁記載なし（「발자취」の箇所）。

3 本段落は、以下資料に基づいて論じている。국토해양부、「독도 주요사업 추진 현황」、2011年6月23日、4頁。なお、図1も同資料、同頁に記載されている。

4 日韓間には過去、以下のような事態があった。1996年11月、竹島における船着場建設問題が韓国議会で問題視されたのである。これは韓国政府が1993年から建設を始めていたものの、後に日本政府が抗議した事により韓国議会で議論の対象となったものである。このような過去の事例からも、構造物の構築は日韓間の摩擦要因となり得ると考える。국회사무처編、「181 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 6 호」、1996年11月7日、12頁。

5 当然の事ながら、韓国政府が事業目的を変更したからと言って、竹島基地の建設を放



棄したと判断できる訳でもあるまい。全く新しい目的を立ち上げたとしても、竹島基地の設置が手段として位置づけられていれば、これもまた注目の対象となる。いわば、竹島基地の建設を推進してしまうような目的を掲げているか否かが確認すべき点なのである。ただ本稿で論じるが、筆者自身、竹島（総合）海洋科学基地建設事業の目的は大枠で大きな変化を経験しなかったと捉えている。

6 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。立本成文、国立民族学博物館地域研究企画交流センター編、「地域研究の構図 - 名称にこだわって」、『地域研究論集』（Vol. 1 No. 1）、平凡社、1997年、19頁 - 33頁。なお、以下も参照。田中耕司、「すべては出会いから始まった - 地域研究はディシプリンかアリーナか?」、『シーダー』編集委員会編、『シーダー』（2号）、昭和堂、2009年、67頁 - 71頁。

7 山本博之、「新しい地域研究をめざして」、地域研究コンソーシアム『地域研究』編集委員会編、『地域研究』（Vol. 12 No. 2）、昭和堂、2012年、12頁 - 13頁。

8 이용희, 「독도해양과학기지 건설 관련 법적 쟁점에 관한 고찰」、한국해양연구원編、『*Ocean and Polar Research*』（Vol. 32 No. 4）、2010年、427頁 - 437頁。

9 海洋行政担当部署の変遷を簡単に指摘しておきたい。1948年、政府組織法が制定される。しかし海洋関連部署は各政府組織に分散していた。一方1955年、海務庁が新設された。これにより同庁が港湾、造船、水産、海洋警察業務を担当するようになったのである。ただ同庁は1961年に解体され、再び海洋行政は各政府部署でバラバラに行われるようになった。そのような状況下、1966年に水産庁が、そして1976年に港湾庁が新設される。そして1996年に海洋水産部が新設されたのである。

さて、この海洋水産部だが、従来存在していた水産庁、海運港湾庁（旧・港湾庁）の機能を全て移管した。また科学技術處からは海洋科学技術研究開発機能、農林部から水産政策及び水産統計機能、通商産業部からは深海底鉱物等海洋資源開発機能、環境部から海洋環境保全及び海洋環境研究調査機能、建設交通部から共有水面埋め立て管理機能、海難事件審判機能、水路機能、そして警察庁から海洋警察機能を受け取るようになった。なお、海洋警察機能は外庁（海洋警察庁）として移管されたのである。

ところで同部はその後も組織改編を経験する。2008年、海洋水産部は廃止され、一部機能が国土海洋部に移管された。しかし2013年には組織の復活を果たしている。

국회사무처編、「180 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 2 호」、

1996年8月20日、3頁-4頁。국회사무처編、「278 회국회 국토해양위원회 회의록 제 1 호」、2008年9月2日、4頁。국회사무처編、「314 회국회 농림축산식품수산위원회 회의록 제 4 호」、2013年4月2日、2頁。

10 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。외교통상부他編、『99 해양개발 시행계획』、1999年、10頁。

11 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。국회사무처編、「2000 년도 국정감사 농림해양수산위원회 회의록 (피감사기관·해양수산부)」2000年10月31日、93頁-94頁。

12 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。국회사무처編、「180 회국회 농림해양수산위원회 회의록 부록 제 2 호」、1996年8月20日、28頁。국회사무처編、「183 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 6 호」、1997年3月14日、54頁-55頁。

13 한국해양연구원編、『한국해양연구원 2006 년도 연보』、2007年、38頁。

14 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。국회사무처編、「183 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 6 호」、1997年3月14日、54頁-55頁。

15 국회사무처編、「181 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 6 호」、1996年11月7日、34頁。

16 국회사무처編、「181 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 6 호 부록」、1996年11月7日、7頁。

17 국회사무처編、「185 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 7 호」、1997年10月31日、12頁、48頁-49頁。

18 국회사무처編、「1998 년도 국정감사 농림해양수산위원회 회의록 부록 (비감사기관·해양수산부)」、1998年10月28日、84頁。

19 同上、152頁。

20 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。同上。

21 同上。

22 同上。なお1999年に出版された『99 海洋開發施行計画』でも同基地建設の期待効果として「観測資料をリアルタイムで全世界の使用者に提供する事によって、竹島領有権問題が惹起された時、我々側に有利な国際世論を造成」と論じていた。

외교통상부他編、『99 해양개발시행계획』、1999年、263頁。

- 23 국회사무처編、 「1998 년도 국정감사 농림해양수산위원회 회의록  
 (비감사기관·해양수산부) 、 1998 年 11 月 9 日、 61 頁。
- 24 국회사무처編、 「1998 년도 국정감사 농림해양수산위원회 회의록 부록  
 (비감사기관·해양수산부) 」 、 1998 年 11 月 9 日、 58 頁。
- 25 외교통상부他編、 『99 해양개발시행계획』、 1999 年、 263 頁。
- 26 외교통상부他編、 『해양개발기본계획 해양한국 (OCEAN KOREA) 21』、 2000 年、  
 3 頁。
- 27 국회사무처編、 「2000 년도 국정감사 농림해양수산위원회 회의록  
 (비감사기관·해양수산부) 」 、 2000 年 10 月 31 日、 53 頁。
- 28 국회사무처編、 「2000 년도 국정감사 농림해양수산위원회 회의록 부록  
 (비감사기관·해양수산부) 」 、 2000 年 10 月 31 日、 93 頁-94 頁。
- 29 국회사무처編、 「215 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 6 호 부록」 、  
 2000 年 11 月 28 日、 14 頁。
- 30 同上、 46 頁。
- 31 독도영토수호대책 특별위원회編、 「제 18 대 국회 독도영토수호대책특별위원회  
 활동경과 보고서」 、 2009 年、 41 頁。
- 32 국회사무처編、 「276 회국회 국회본회의 회의록 제 2 호」 、 2008 年 7 月 11 日、  
 1 頁 - 2 頁。
- 33 국회사무처編、 「276 회국회 국회본회의 회의록 제 7 호」 、 2008 年 7 月 21 日、  
 7 頁。
- 34 국회사무처編、 「252 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 4 호」 、  
 2005 年 3 月 22 日、 30 頁 - 31 頁。
- 35 국회사무처編、 「252 회국회 농림해양수산위원회 회의록 제 4 호 부록」 、  
 2005 年 3 月 22 日、 7 頁。
- 36 国務總理訓令第 517 号。「政府合同竹島領土管理対策団規定」。2008 年 8 月 4 日制定。  
 以後、 2013 年 4 月 15 日改正、 2014 年 12 月 31 日改正、 2015 年 12 月 30 日改正、 2017  
 年 10 月 25 日改正と、 度重なる改正作業を經ている。本稿では本文で扱っている時期  
 を念頭に 2008 年版を使用している。なお、 2013 年版では第一条 (目的) において「国  
 務總理室」を「国務調整室」に変更している。また、 2015 年版では第二条 (機能) に  
 において項目が増えた。「1 の 2 竹島関連の主要事業、 計画の事前検討、 協議に関する

事項」と「3の2 竹島に対する対内外の動向把握及び対応に関する事項」である。

37 竹島領土管理対策団が「竹島海洋科学基地」を「領有権強固化（強化）事業」として推進していた点は以下資料で論じられている。정부합동 독도영토관리대책단編、「제 299 회 국회 (임시회) 독도영토수호대책특별위원회 현안보고」、2011年4月4日、頁記載なし（表紙から7頁目）。국회사무처編、「315 회국회 농림축산식품해양수산위원회 회의록 제 6 호 부록」、2013年5月3日、91頁。

38 國務總理訓令第 517 号第 3 条①。具体的な参加者の職位も例示しておきたい。以下、2008年10月現在の参加者名簿に基づいて論ずる。國務總理室（国政運営室長）、教育科学技術部（学校政策局長）、外交通商部（条約政策官）、国防部（政策企画官）、行政安全部（地方行政局長）、文化体育觀光部（文化政策局長）、環境部（自然保全局長）、国土海洋部（海洋政策局長）、警察庁（警備局長）、文化財庁（史跡名勝局長）、海洋警察庁（警備救難局長）、慶尚北道（竹島守護対策本部長）、竹島研究所（所長）、国家情報院（職位・未記載）。なお、団長は國務總理室（国政運営室長）が担う。

독도영토수호대책 특별위원회編、「제 18 대 국회 독도영토수호대책특별위원회 활동경과 보고서」、2009年、153頁。

39 同段落は、以下資料に基づいて論じている。同上、144頁。

40 同上、146頁。

41 同上、156頁 - 157頁。以下が28個の新規事業である。「1 竹島警備隊のヘリポート補強（警察庁）」、「2 竹島警備隊の油類貯蔵所交換（警察庁）」、「3 竹島警備隊の補給品運搬施設整備（警察庁）」、「4 竹島海域警備航空機の位置情報装置設置（海洋警察庁）」、「5 竹島史料発掘事業（外交通商部）」、「6 竹島表記対応事業（外交通商部）」、「7 竹島警備隊の電気、通信ケーブル整備（警察庁）」、「8 竹島警備隊のレーダー交換（警察庁）」、「9 竹島警備隊の CCTV 交換及び修理（警察庁）」、「10 竹島総合海洋科学基地の建設（国土海洋部）」、「11 男島の住民宿所拡張（国土海洋部）」、「12 竹島現場管理事務所の設置（国土海洋部）」、「13 安龍福記念館の建立（国土海洋部）」、「14 小中高教師研修及び公務員対象竹島教育の強化（教育科学技術部）」、「15 中高生の『韓国史、正確な理解大会』（教育科学技術部）」、「16 竹島関連資料解題集の発刊（文化体育觀光部）」、「17 海外主要図書館の動向分析事業（文化体育觀光部）」、「18 国立中央図書館における竹島関連資料の調査・収集（文化体育觀光部）」、「19 全世界の地図資料収集及び資料室の設置・運営（教育科学技術部／竹島研究所）」、「20 鬱陵一周道路

の開通（国土海洋部）、「21 沙洞港の二段階開発（国土海洋部）」、「22 竹島防波堤の建設（国土海洋部）」、「23 竹島定住村の造成（国土海洋部）」、「24 国立鬱陵島竹島生態研究教育センターの設立（環境部）」、「25 鬱陵島竹島気象監視所の設置（環境部／気象庁）」、「26 竹島観光資源化方案の準備（文化体育観光部）」、「27 首都圏竹島博物館の建設（国土海洋部）」、「28 鬱陵島海軍基地ヘリポートの拡張（国防部）」。

なお上記事業の内、名称からは竹島領有権強化策としての意義が分かりづらいものがある。例えば「20 鬱陵一周道路の開通」や「21 沙洞港の二段階開発」がそれに該当するだろう。それ故、以下、その点を説明しておきたい。

まず前者は鬱陵島内における未開通区間を整備する事により、竹島へのアクセス・インフラを構築する事を事業目的としている。一方、後者は沙洞港（鬱陵島）に「大型旅客船等の接岸が可能な規模の埠頭を確保」し、観光客の竹島訪問を支援する事が目的なのだが、ここで注目すべきは「等」の中身であろう。実は旅客船の他、海軍（4200 トン級）、海洋警察（5000 トン級）の艦艇用の埠頭も建設するというのである。

국토해양부編、「독도 주요사업 추진 현황」、2011年6月23日、7頁 - 10頁。

42 정부합동 독도영토관리대책단編、「제 298 회 국회 (임시회) 독도영토수호대책 특별위원회 업무보고」、2011年3月8日、8頁。

43 교육과학기술부他編、『2008년도 해양수산발전시행계획 보고서』、2008年6月、33頁 - 34頁。なお彼等自身、その前年の報告書から、竹島を巡って「相反する意見」が存在する事を認めている。교육인적자원부他編、『2007년도 해양수산발전시행계획 보고서』、2007年6月、35頁。

44 교육과학기술부他編、『2008년도 해양수산발전시행계획 보고서』、2008年6月、34頁。

45 同上。

46 교육과학기술부他編、『2009년도 해양수산발전시행계획 보고서』、2009年6月、36頁。

47 同上。

48 교육과학기술부他編、『2010년도 해양수산발전시행계획 보고서』、2010年6月、38頁。교육과학기술부他編、『2011년도 해양수산발전시행계획 보고서』、2011年4月、352頁。교육과학기술부他編、『2012년도 해양수산발전시행계획』、2012年6月、352頁。미래창조과학부他編、『2013년도 해양수산발전시행계획』、

2013年6月、332頁。미래창조과학부他編、『2014년도 해양수산발전시행계획』、2014年6月、446頁。미래창조과학부他編、『2015년도 해양수산발전시행계획』、2015年5月、436頁。미래창조과학부他編、『2016년도 해양수산발전시행계획』、2016年6月、434頁。なお、2017年度以後は政府部内の対立に言及しなくなった。미래창조과학부他編、『2017년도 해양수산발전시행계획』、2017年6月、437頁 - 438頁。과학기술정보통신부他編、『2018년도 해양수산발전시행계획』、2018年6月、443頁 - 444頁。

49 한국해양연구원編、『Annual Report 2003』、196頁。

50 문화재위원회編、『2013년도 문화재위원회 제5차 천연기념물 분과위원회 회의록』、2013年5月22日、頁記載なし（目次を参照。審議事項29）。

51 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。同上。문화재위원회編、『2010년도 문화재위원회 제8차 천연기념물 분과위원회 회의록』、2010年8月25日、78頁。

52 외교통상부編、『일본 중학교 교과서 검정 결과 관련 현안 보고』、2011年4月4日、頁記載なし（表紙から2頁目）。

53 同上。

54 同上、頁記載なし（表紙から4頁目）

55 同上。

56 同上。大統領、國務總理がそろって事業の継続、事業の着実な推進を指摘してしまった訳である。ここで、その後日談を指摘しておきたい。4月4日、韓国政府は国会に資料、報告書等を提出し、その中で（総合海洋科学基地建設を含む）竹島関連事業を説明したのである。資料は複数あるが、代表的なものとして以下を挙げる事ができるだろう。국토해양부編、『독도관련 사업 추진현황 보고』、2011年4月4日、3頁 - 4頁。

ただ、事態はこれで終わらなかった。翌4月5日、佐々江賢一郎外務事務次官が権哲賢駐日韓国大使を招致して抗議している。日本政府は韓国政府が4月4日、国会に提出した資料を念頭に、総合海洋科学基地建設事業は日本政府として到底受け入れられず、計画の中止を求めたのだった。以下ホームページを参照（2018年11月1日、閲覧）[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/4/0405\\_01.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/4/0405_01.html)

ただ、これで彼等が計画を撤回すると言う事はなく、同年6月23日、そして8月12

日には国土海洋部自身、国会向けの報告書で「竹島総合海洋科学基地構築事業」を説明している程である。 국토해양부編、「독도 주요사업 추진 현황」、2011年6月23日、3頁-4頁。 국토해양부編、「독도 주요사업 추진 현황」、2011年8月12日、3頁-4頁。 対日配慮から基地建設を取りやめると言う状況ではなかったのである。

57 국토해양부編、「독도관련 사업 추진현황 보고」、2011年4月4日、3頁。

58 국회사무처編、「302 회국회 국토해양위원회 회의록 제 1 호」、2011年8月22日、12頁。なお、2012年10月5日、イ=ミョンス(이명수) 委員も竹島基地への予算が計画通り使用されていないと問題視している。 국회사무처編、「2012년도 국정감사 국토해양위원회 회의록(비감사기관·국토해양부 행정중심복합도시건설청)、2012年10月5日、26頁。

59 국회사무처編、「302 회국회 국토해양위원회 회의록 제 1 호」、2011年8月22日、12頁。

60 本段落及びそれに続く4段落は、以下資料に基づいて論じられている。

국회사무처編、「311 회국회 국토해양위원회 회의록 제 4 호 부록」、2012年11月5日、71頁、111頁、142頁、143頁、205頁、215頁、240頁、241頁、350頁、363頁、364頁、377頁、403頁、409頁、421頁。

なお、当該時期も韓国政府は基地事業に対し「海洋に起因する自然災害に先制的に対応し、純粋な海洋科学技術を発展させるための基礎インフラであると同時に、国家的にとっても象徴的な意味を持つ」と評していた。同上、409頁。本稿で取り上げて来た議論を踏まえた時、「国家的にとっても象徴的な意味を持つ」との指摘は、領有権問題を念頭に置いた上での見解と捉えて良いだろう。

61 국회사무처編、「311 회국회 국토해양위원회 회의록 제 4 호 부록」、2012年11月5日、110頁。

62 本段落は、以下資料に基づいて論じられている。 국회사무처編、「311 회국회 국토해양위원회 회의록 제 4 호 부록」、2012年11月5日、409頁、421頁。

63 국회사무처編、「311 회국회 국토해양위원회 회의록 제 4 호 부록」、2012年11月5日、364頁。

64 本段落及び以下二段落は、以下資料に基づいて論じられている。 문화재위원회編、「2013년도 문화재위원회 제 5 차 천연기념물 분과위원회 회의록」、2013年5月

22 日、頁記載なし（目次を参照。審議事項 29）。

65 국회사무처編、「2013 년도 국정감사 농림축산식품해양수산위원회 회의록 부록 (비감사기관·해양수산부他)、2013 年 11 月 1 日、13 頁 - 14 頁。

66 문화재위원회編、「2010 년도 문화재위원회 제 8 차 천연기념물 분과위원회 회의록」、2010 年 8 月 25 日、78 頁。

67 문화재위원회編、「2013 년도 문화재위원회 제 5 차 천연기념물 분과위원회 회의록」、2013 年 5 月 22 日、頁記載なし（目次を参照。審議事項 29）。同上、81 頁。

68 국회사무처編、「2013 년도 국정감사 농림축산식품해양수산위원회 회의록 (비감사기관·해양수산부他)」、2013 年 11 月 1 日、20 頁。なお、イ=ワング委員は「5 月 24 日」に文化財管理委員会で否決された旨、論じているが、分科委員会では「5 月 22 日」に否決している。

69 국회사무처編、「2013 년도 국정감사 농림축산식품해양수산위원회 회의록 부록 (비감사기관·해양수산부他)」、2013 年 10 月 15 日、21 頁。국회사무처編、「2013 년도 국정감사 농림축산식품해양수산위원회 회의록 부록 (비감사기관·해양수산부他)」、2013 年 11 月 1 日、13 頁 - 14 頁。

70 국회사무처編、「2013 년도 국정감사 농림축산식품해양수산위원회 회의록 (비감사기관·해양수산부他)」、2013 年 11 月 1 日、25 頁。

71 국회사무처編、「320 회국회 농림축산식품해양수산위원회 회의록 제 11 호 부록」、2013 年 11 月 26 日、428 頁。

72 同上。

73 同上。

74 국회사무처編、「322 회국회 농림축산식품해양수산위원회 회의록 제 6 호 부록」、2014 年 3 月 4 日、22 頁。

75 同上、36 頁。

76 국회사무처編、「제 329 회 농림축산식품해양수산위원회 회의록 제 9 호 부록」、2014 年 11 月 6 日、783 頁。

77 한국해양과학기술원編、『한국해양과학기술원 2016 년 연보』、2017 年、48 頁。  
小青礁基地は小青島の南方に所在する。そして、小青島こそ本稿で取り上げた白翎島の近海（南方）に所在する。なお、図左側に示されている海洋科学基地は、上から小青礁基地、可居礁基地、離於島基地である。